

福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について（公共交通機関の施設）

1 趣旨

平成 30 年 3 月、バリアフリー法に基づく、交通バリアフリー基準（※ 1）とガイドライン（※ 2）が改正されました。これに伴い、国の改正内容と整合性を図ること、また本市における運用上の課題を改善することを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する公共交通機関の施設の整備基準（以下「整備基準」といいます。）の見直しを平成 30 年 12 月から専門委員会において検討してきましたが、改正案がまとまりましたのでご報告します。

※ 1... 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

※ 2... 公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）

○検討の進め方

整備基準について改正したのち、施設整備マニュアル「公共交通機関の施設編」（以下「マニュアル」といいます。）の見直し検討を行います。

なお、これまでの専門委員会では、整備基準の改正に加え、マニュアル改正にかかる内容も並行して検討しています（運用上追加した方がよい内容、専門委員会でのご意見等）。

2 主な改正概要

交通バリアフリー基準の改正で示された、「便所」「バリアフリールート」「エレベーター」の項目を中心に検討しました。

項目別の整備基準の主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 便所
① 多機能トイレへの利用者集中を解消するため、多機能トイレを前提とした現行整備基準の構成から、 <u>多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応することが可能な構成に変更</u> します。 【別紙 1 (1)、(2)】
② <u>乳幼児用設備の設置を新たに基準化</u> するとともに、おむつ交換台の設置場所を便房内に限定しないこととします。 【別紙 1 (3)】
③ 便所の男女別及び構造を <u>音や点字等の方法で示す設備の設置を基準化</u> します。 【別紙 1 (6)】

(2) バリアフリールート

- ① 公共用通路（鉄道駅の出入口）から車両等の乗降口までの一連のルートの整備によってバリアフリールートが構成されることがわかるよう、整備基準の項目として追加します。
【別紙 2-1 (1)】
- ② 主要なルートとバリアフリールートが異なる場合、長さの差をできる限り小さくすることを基準化するとともに、その理由等について事前協議時に確認します。
【別紙 2-1 (2)、(3)】
- ③ 線路、水路等を挟んで出入口がある場合、その各側にそれぞれバリアフリールートを設けることを例外規定とあわせて基準化します。
【別紙 2-2 (1)、(2)】
- ④ 同一事業者間の乗り継ぎルートの1以上をバリアフリー化することを基準化します。
【別紙 2-3 (1)】
- ⑤ 主要な乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合、長さの差をできる限り小さくすることを基準化するとともに、その理由等について事前協議時に確認します。
【別紙 2-3 (2)、(3)】

(3) エレベーター

鉄道駅等の利用の状況を考慮してエレベーターの台数、大きさを定めることを基準化します。

【別紙 3】

なお、これまでの専門委員会でご議論いただいた内容として、整備基準の改正案と、今後マニュアルへの記載を検討する事項を資料5別紙にまとめています。

3 今後のスケジュール（予定）

今後、改正整備基準の内容について市民意見公募を実施します。いただいた市民意見を参考の上、必要に応じ案の修正を行い、専門委員会及び推進会議委員にご了解いただいた上で、改正整備基準を確定します。

元年度	11月19日	第44回福祉のまちづくり推進会議 推進会議の委員にご了解いただいた上で、改正整備基準の素案確定
	12月	改正整備基準の市民意見公募実施（約1か月間）
	1月	第4回専門委員会（公共交通の検討として5回目） マニュアル見直しの検討開始
	2月	改正整備基準 公布
2年度	4月～6月	専門委員会を数回程度開催
	8月	第45回福祉のまちづくり推進会議 マニュアルの検討状況を報告
	10月	第〇回専門委員会 改正マニュアルの素案の案確定
	11月	推進会議の委員にご了解いただいた上で、改正マニュアルの素案確定 改正マニュアルの市民意見公募実施（約1か月間）
	12月	第〇回専門委員会 マニュアル原案確定
	1月	改正整備基準施行 改正マニュアル発行